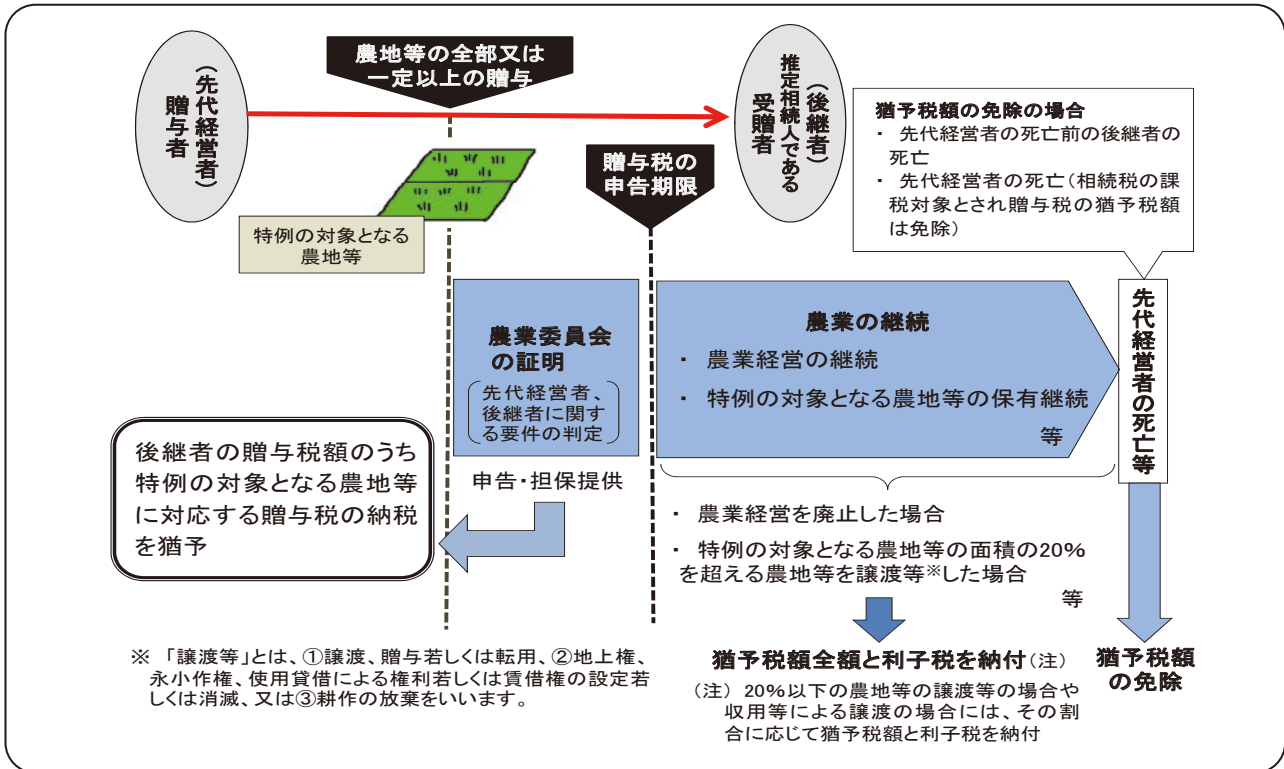


7 農地等についての納税猶予及び免除の特例

○ 特例の概要



農業の後継者が贈与を受けた一定の農地等の価額に対応する贈与税額は、一定の要件の下に、その農地等の贈与者の死亡の日まで納税が猶予されます（猶予される贈与税額を「農地等納税猶予税額」といいます。）。

この特例の適用を受けた農地等（以下「特例農地等」といいます。）は、贈与者の死亡の際、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税の対象とされ、その時に農地等納税猶予税額は免除されます。

また、受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合には、受贈者の死亡の時に農地等納税猶予税額は免除されます。

贈与者又は受贈者の死亡の前日に、この特例農地等について一定の事由が生じた場合には、その農地等納税猶予税額の全部又は一部の納税猶予が打ち切られ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

なお、この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に一定の書類を添付して、**その申告書を贈与税の申告書の提出期間内に提出するとともに、農地等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保を提供**する必要があります。また、担保は必ずしも特例農地等でなくても差し支えありませんが、その場合の担保については、9ページのハを参照してください。

この制度の適用要件など、詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されている下記の資料をご覧ください。税務署にお尋ねください。

【農地等についての納税猶予及び免除の特例】

- 贈与税の申告のしかた
 - ・ 申告書の作成例等（農地等についての納税猶予及び免除の特例（暦年課税）を適用する場合）
 - ・ 特例のあらまし等（農地等についての納税猶予及び免除の特例）